

広島市告示第5号  
令和元年5月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 山本ショッピングセンタービル  
(2) 所在地 広島市安佐南区山本一丁目11番2号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤 秀晴  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)	建物北側駐輪場 No.1	27台
	建物東側駐輪場 No.2	26台
(変更後)	建物北側駐輪場 No.1	27台
	建物北側駐輪場 No.2	26台

4 変更年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

平成31年4月26日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年5月8日から同年9月9日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和元年9月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課